

第1回群馬県災害時の避難対策に係る検討会議 議事要旨

1. 日時

令和2年12月22日（火）10:00～11:45

2. 出席者

- ・外部有識者
片田委員、金井委員、阪本委員、榛沢委員
- ・市町村防災担当部課(室) (18市町村)
- ・県関係部課
- ・県行政県税事務所 (オブザーバー)
- ・外部関係機関 (オブザーバー)
前橋地方気象台、陸上自衛隊第12旅団、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、
一般社団法人群馬県建設業協会

3. 議題

- ・近年の災害における課題と今後の方向性
- ・災害時における避難の基本的考え方 (群馬県避難ビジョン・仮称) の構成
- ・住民の意識・行動変容

4. 議事要旨

各委員よりいただいた主なご意見は以下のとおり

<避難について>

○避難は、フェーズごとに分ける必要がある。

- ・エバキュエーション (命からがらの避難、緊急一時避難)
シェルタリング (避難所等での避難生活)
レフュージ (仮設住宅等での生活)

○分散避難における車中避難、在宅避難

- ・車中・在宅避難は、エバキュエーションとして位置付けるべきである。
- ・車中避難だけでなく、在宅避難でも、生活環境がきちんと整っていなければ、健康被害が懸念される。
- ・車中避難をする場合は、駐車スペースの確保が重要。
- ・車中・在宅避難者への支援体制をどうするか。福祉部門や医療関係者との連携が重要。

○広域避難

- ・ 1 自治体の区域内では、安全な場所が確保できないといった現状もあるため、市町村間で避難所の相互活用を検討する必要がある。
- ・ 車で市町村域を越えて避難（広域避難）する場合は、駐車スペースも確保する必要がある。

<市町村と県の役割について>

○市町村の対応と県の支援

- ・ 市町村が果たすべき役割は、エバキュエーションの段階で犠牲者を出さないこと。
- ・ シェルタリングの段階では、県の支援も必要ではないか。また、その支援の仕組み作りも必要。
- ・ 県には、各地域に行政県税事務所があるので、地区防災計画のようなものを作り、支援する人材をそこに置くような仕組みづくりが大事ではないか。
- ・ 土砂災害や水害は、市町村域を超えて被害を及ぼすことが多いため、そのリスクに対して、県が市町村へ情報提供するなどのサポート体制を敷くことが必要。

○避難生活の質の向上

- ・ エバキュエーションの段階では、不便を強いられるのは当然である。質の向上はシェルタリングの段階以降ではないか。
- ・ シェルタリングの段階での避難生活は、少なくとも人らしく最低限の生活できるだけの環境を保持する必要がある。過去の災害では、避難生活の中で多くの人が命を落としていくということもある。また、県有施設の活用も進めるべき。

○物資の備蓄・供給

- ・ 在宅・車中避難者は、支援が受けられず、物資も届かないという状況があるので、支援拠点が必要である。
- ・ 避難生活に必要な物資等は、市町村域を超えて広域的に支援し合う体制を整備する必要があるのではないか。

○要配慮者対策

- ・ 要配慮者対策では、福祉部門が『避難行動要支援者避難支援プラン個別計画』を立て、行政が主体となって対応することが必要不可欠。
- ・ 市町村が個別計画の策定を進めるためには、県の支援体制を整え、地域住民に地区防災計画の策定に積極的に参加していただくなどの取組を行っていくことが必要ではないか。

以上